

災害復旧・復興対策

第1章

生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

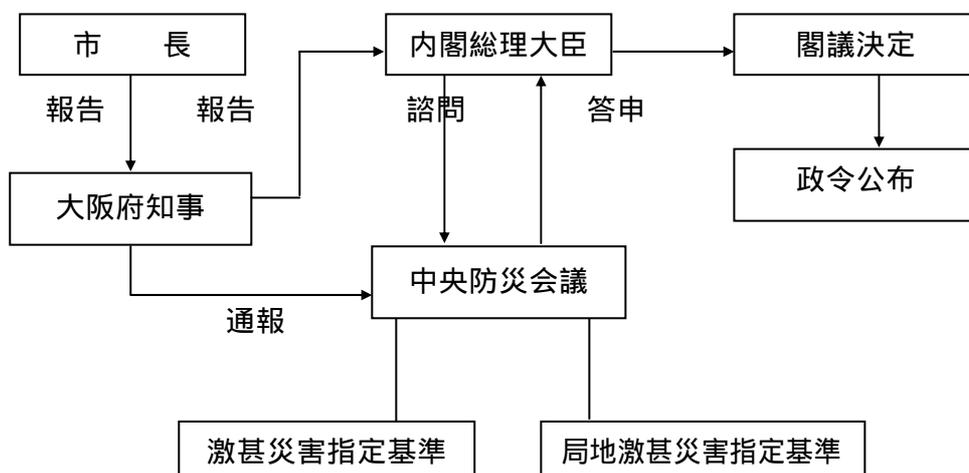
第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

資料47「局地、激甚災害指定基準」

（資料P.資106）

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第4 激甚災害指定による財政援助

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

資料49「災害復旧に伴う国の財政援助等」

(資料P.資121)

第2節 被災者の生活確保

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金

市は、「高石市災害見舞金等支給要綱」に基づき、死亡弔慰金又は災害見舞金を支給する。ただし、前項に基づき給付されるときは除く。

3 大阪府災害見舞金

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、

1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 市は、地方税法及び高石市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 市は、国民健康保険法及び高石市国民健康保険条例等により減免、徴収猶予など適切な措置を行う。
- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第4 住宅の確保

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

- 1 相談窓口の設置
市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。
- 2 住宅復興計画の策定
被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。
- 3 公共住宅の供給促進
市は、民間、住宅供給公社・都市基盤整備公団の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。
 - (1) 公営住宅の空き家活用
既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する。
 - (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営

住宅を供給する。

4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

市は、府が行う民間賃貸住宅の建設支援に協力し、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の建設を促進しその確保に努める。

5 災害復興住宅資金の貸付

(1) 住宅金融公庫は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(2) 府は、住宅金融公庫の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し低利の融資をあっせんし、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づき適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記～に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

| 収入合計額 | 世帯主の年齢等 | 支給限度額 | |
|----------------------|----------------------------|-------|---------|
| | | 複数世帯 | 単数世帯 |
| 500万円以下の世帯 | 世帯主の年齢は問わない。 | 300万円 | 225万円 |
| 500万円超 700万円以下の世帯 | 被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯 | 150万円 | 112・5万円 |
| 700万円超 800万円以下の世帯 | 被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯 | | |

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。

| | | 合 計 | |
|------------|-------|-------|-------|
| | | ～ | ～ |
| 複数（2人以上）世帯 | 300万円 | 100万円 | 200万円 |
| 単数（1人）世帯 | 225万円 | 75万円 | 150万円 |

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
 住居の移転費又は移転のための交通費
 住宅を貸借する場合の礼金
 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
 ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

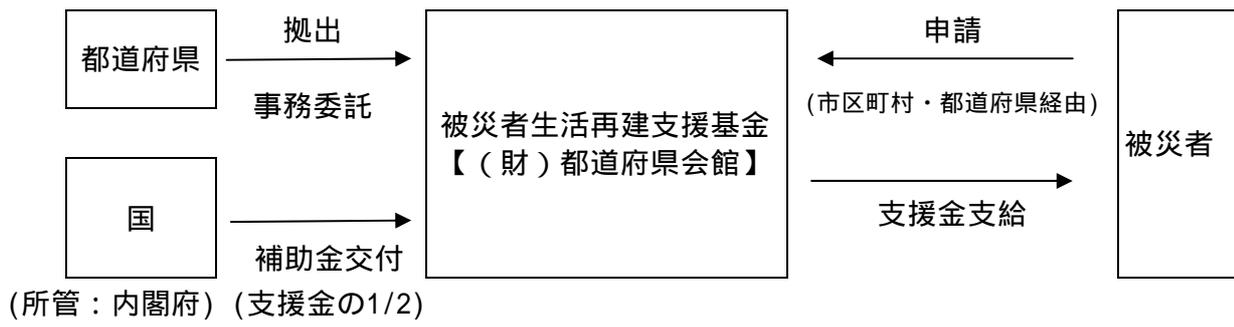
（注1）大規模半壊世帯は～のみ対象（100万円が限度）

（注2）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に、～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注3）他の都道府県に移転する場合は、～それぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第1 市の措置

中小企業の被害状況調査、債権資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、高石商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

第2 融資の種類

- 1 中小企業金融公庫
災害の程度に応じて、融資条件を定めて、災害復旧貸付を行う。
- 2 国民生活金融公庫
据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。
- 3 商工組合中央金庫
災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸付を行う。
- 4 大阪府経営安定対策資金の貸付

第4節 農林漁業関係者の復興支援

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

1 融資の種類

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者への資金融資
- (2) 農林漁業金融公庫による復旧資金融資
- (3) 自作農維持資金融資法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫による）
- (4) 農林漁業経営安定資金（大阪府単独制度）

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。